

ヒューマンライツ+U

障害の社会モデルを知っていますか？

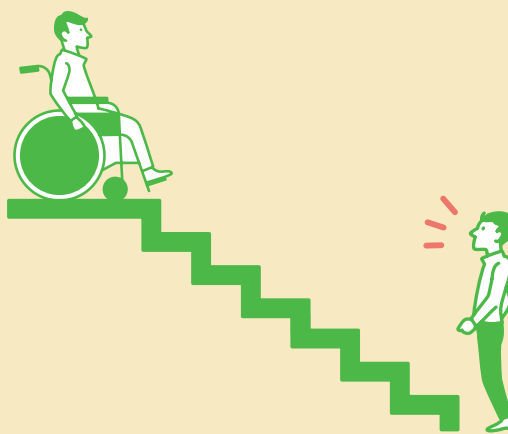
誰もが住みよい摂津市を目指して
～障害のある人もない人も自分らしく暮らすために～

障害の社会モデルを知り、障害のある人とどのように関わっていけばよいか考えてみましょう。

「障害」はどこにあるのでしょうか？

階段の上に車イスに乗っている人がいます。あなたはどちらの考え方を持っていますか？

足に障害がある人だ。
リハビリしないと移動は
難しいだろうな。



階段の他に移動手段がない？
スロープかエレベーターを設置
するべきだ。



個人モデル／医学モデル

→ 障害は個人の問題であり、克服するのは
その人の責任だとする考え方

or

社会モデル

→ 障害は個人にあるのではなく、社会こそが
障害（バリア）を作っており、それを取
り除くことは社会の責務だとする考え方

バリアの原因が個人ではなく社会の側にあると考えると、バリアが解消されたときに便利になるのは障害がある人だけではありません。

例えば、車いすですぐ通りにくい駅の改札で、この改札の幅を広げると、車いすユーザーが通りやすくなります。同時にベビーカーを使っている人、旅行で大きなキャリーケースを使っている人にとっても通りやすくなります。

車いすユーザーのバリアを解消

⇒

他の人のバリアも同時に解消！

このように一部の人に対してだけではなく誰もが使いやすい設計になることを「ユニバーサルデザイン」と言います。

⇒ 障害の社会モデルを考えることによって、社会の利便性も同時に向上していくことになります。

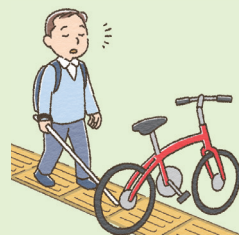


社会にある「バリア」について考えてみましょう

① 何がバリアになっているかを具体的に知りましょう

心理的なバリア（偏見や無理解など心の障害）

- 点字ブロック上の駐輪
- 理解せずにかわいそうな存在だと決めつけること



社会的・制度的なバリア

（社会のルール、条件が整えられていない、認知されていない）

- 介助犬に対する理解がなく、入店拒否
- 障害を理由に就職試験の受験拒否



情報のバリア（見る、聞く、話すなど情報の障壁）

- 点字対応のない案内板
- 手話通訳のない講演会



物理的なバリア（段差など物理的障害）

- 建物の入口に階段しかない
- 駅などでスロープ、エレベーターがない
- 自動販売機で購入ボタンが高い位置にある



② 「障害者差別解消法」を知りましょう

「障害者差別解消法」は障害を理由として、正当な理由もなく、障害を理由として、サービスの提供をしないことや入店を拒否することをなくすこと、また障害者から配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で合理的な配慮を行うことが求められます。

不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由とした不当な差別的取扱いによって、障害のある人の権利利益を侵害してはなりません。

【不当な差別的取扱いにあたる事例】

- 窓口対応を拒否する
- 対応時にいやな顔をする
- 後回しにする

合理的配慮の不提供の禁止

障害のある人から社会的障壁の除去の申し出があったとき、その負担が過重でないときは、その人の権利利益を侵害することとならないよう、その人の性別、年齢および障害の状態に応じて、その障壁の除去について必要かつ合理的配慮の提供をしなければなりません。

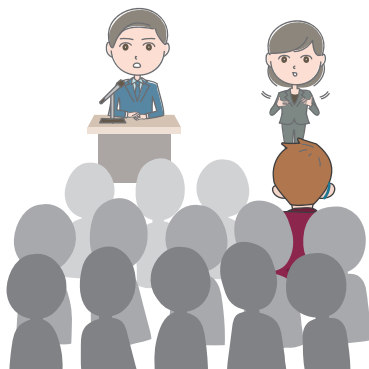


合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に対し、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことを指します。

具体例

障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める



障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く



段差がある場合、スロープなどを使って補助する



③ バリアを取り除くには何ができるかを考えましょう！

対話をし、何に困っているのかを知る

分からないことがあれば本人と対話する

何かお手伝いできることはありますか



音声案内がなく、改札口が分からないんです…

ありがとうございます

改札口まで一緒に行きましょう



負担が重すぎない範囲で合理的配慮の提供を行う

誰も取り残されない社会のために、知って考えて行動しましょう。

※ このリーフレットでは、「障害のある人」「障害者」という言葉を社会的障壁によって不利益をもたらされている人と理解して使用（表記）しています



DVDの貸出し

摂津市役所4階人権女性政策課にて

障害のある人に対する配慮などについて、DVDの貸出しを行っています。
職場や家庭、学校等でご利用ください。DVDリストは、摂津市HPの人権女性政策課から確認
できます。

相談は
無料です

秘密は
守ります



相談機関

人権なんでも相談 摂津市人権協会 (人権女性政策課内)

06-6383-1011 (直通)
月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ※ 祝日、年末年始を除く

摂津市役所

障害福祉課

06-6383-1374
06-6383-9031
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分 ※ 祝日・年末年始を除く

大阪府人権相談窓口

相談専用電話 06-6581-8634
06-6581-8614
so-dan@jinken-osaka.jp
平日相談 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
夜間相談 火曜日 午後5時30分～午後8時
休日相談 第4日曜日 午前9時30分～午後5時30分
※ 平日・夜間は祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) を除く

法務省 みんなの人権110番

0570-003-110
※ HPにて相談受付フォームあり
平日 午前8時30分～午後5時15分

発行年月日
編集・発行

令和6(2024)年3月発行
摂津市市長公室人権女性政策課
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1324 (直通)
FAX 06-6319-5970